

令和元年度 甲佐町税納期限のお知らせ

納付期限	固定資産税		軽自動車税	町民税 (普通徴収)	国民健康保険税 (普通徴収)
	4期※	10期			
5月7日(火)	第1期				
5月31日(金)			全期		
7月1日(月)		第1期		第1期	第1期
7月31日(水)	第2期	第2期		第2期	第2期
9月2日(月)		第3期		第3期	第3期
9月30日(月)		第4期		第4期	第4期
10月31日(木)		第5期		第5期	第5期
12月2日(月)		第6期		第6期	第6期
12月20日(金)	第3期	第7期		第7期	第7期
1月31日(金)		第8期		第8期	第8期
3月2日(月)	第4期	第9期		第9期	第9期
3月31日(火)		第10期		第10期	第10期

■口座振替を申し込まれている方は、毎月28日(12月は18日)に振替されます。
(28日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

■12月は納期限12月20日(金)、口座振替日12月18日(水)になります。

※固定資産税(4期)は、法人および町内に住所を有しない個人の方が対象となります。

町税などの期限内納付にご協力ください

住民負担の公平と徴収向上を目指して他自治体と連携



▲併任職員の辞令交付に臨む本町税務職員

●滞納は住民負担の公平性を欠く行為

町民の皆さんに納めていた町税は、福祉や教育、道路整備をはじめとする行政サービスの貴重な財源です。安心して生活できる環境づくりのため、町税の期限内納付にご協力をお願いします。町税の滞納は、期限内に納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠く行為であり、督促状や催告状の送付など不要な経費に大切な税金を使うことにつながります。町の財政を圧迫し、充実した住民サービス

に支障をきたすことにもなりかねません。

●他自治体と連携して税の徴収向上を図る

町では、住民負担の公平を図り、昨今の厳しい財政事情の中で徴収を確保することを目的として、嘉島町、御船町、美里町、山都町、県の5団体と連携して滞納整理事務の効率化・合理化などに取り組んでいます。

本町を含めた6団体の税務職員を併任職員として相互に派遣することで、悪質な滞納者への差し押さえや差し押さえ財産の公売会を合同で実施し、徴収のさらなる向上を図っています。

やむを得ない事情で期限内納付が困難な場合は、そのまま放置せず、事前に町税務課まで連絡のうえ、ご相談ください。

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112
(内線114)

子育て世帯、新婚世帯を支援

子育て支援住宅の入居者を募集します

町では、甲佐地区で建設中の子育て支援住宅「ヴェルデ甲佐」(20戸)の入居者を募集します。入居資格と所得基

準を満たす希望者は、必要書類をご準備のうえ、7月12日(金)午後5時までに町建設課まで提出してください。

●子育て支援住宅への入居は9月開始予定

町が8月末の完成を目指して整備中の子育て支援住宅は、鉄筋コンクリート造、地上3階建て。2LDK、住居面積73平方メートルです。20戸と子育てサロンとしての集会室を建設します。子育て支援住宅への入居は、9月開始を予定しています。

また、町では子育て世帯や新婚世帯を支援するため、子育て支援住宅入居者を対象に、条件に応じて家賃の減額を行います。

子育て支援住宅への入居申請や家賃減額などの詳細については、町建設課までお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

町建設課

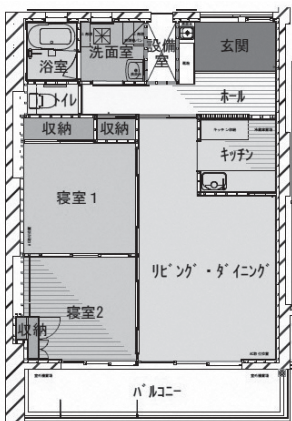
096-234-1183

子育て支援住宅への入居資格・所得基準と申請必要書類

入居資格	<ul style="list-style-type: none"> ①「子育て世帯」(同居者に18歳未満のもの、または妊娠しているものがいる世帯)または「新婚世帯」(配偶者(事実婚、婚約予定を含む)を得て5年以内の世帯)であること ②暴力団でないこと ③自ら居住するための住居であり、同居親族があること ④地方税等を滞納していないこと
所得基準	収入月額が158,000円以上387,000円以下 (「世帯」の年間所得額から各種控除額を差し引いて12(か月)で割った額)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①入居申込書 ②入居予定者全員分の「住民票謄本」、「所得証明書」、「滞納のない証明書」 ③婚姻証明書(結婚予定の方のみ) ④その他必要書類

子育て支援住宅の家賃減額条件	減額後の家賃
(減額なしの場合)	(月額64,000円)
①新婚世帯で夫婦のいずれもが40歳未満の世帯または妊娠しているものがいる世帯	月額52,000円
②子育て世帯で18歳未満の子が1人のとき	月額47,000円
③子育て世帯で18歳未満の子が2人のとき	月額44,000円
④子育て世帯で18歳未満の子が3人のとき	月額42,000円

※ 別途、共益費(月額4,000円)、駐車場代(月額1,500円)が必要です。



▲間取り図(2LDK、住居面積73㎡)

